

2023年5月26日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機  
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎  
(コード番号 7719 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員 管理部長 小松 明司  
(TEL. 042-851-6027)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出する2023年2月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、財務基盤の安定と業績改善に向け、2018年7月13日開催の取締役会にて新たに日本国内において一般雑貨を仕入れて海外（中国等）に輸出することを主体とする事業を開始することを決議し、2019年2月期より当該事業を軌道に乗せ、従前からの一般消費者向けの生活関連商品の販売とあわせて商事事業として業績を伸ばしてまいりました。しかしながら、外部機関より、当該事業に係る売上計上の一部について、実質的には、取引の主体となっていない代理人取引や金融的取引等があるのではないか等の疑義を呈されたことから、当社では、客観的な事実関係を明らかにするとともに、当社の管理体制に問題がなかったか否か等を明確にするために、当社と利害関係の無い外部の有識者で構成される第三者委員会を2022年12月9日に設置して調査を行いました。

2023年3月3日付の第三者委員会の調査の結果、商事取引には資金還流が確認された実質金融取引、資金還流の兆候や取引商材の実在性の観点から金融取引と疑われる取引、また、それ以外の取引全般についても取引商材の販売価格ではなく販売価格と仕入価格の純額を手数料収入として会計処理すべき介入取引があり不適切な会計処理となっていることが指摘されました。このため当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第113期から第116期までの有価証券報告書及び第114期第1四半期から第117期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。また、第三者委員会からは上記の発生原因として会計コンプライアンス意識等の欠如や不適切な取引を容認する企業風土等と商事事業による売上及び利益拡大の要請のもと、担当取締役への属人的な帰属、商品の実在性を事後的に検証できる体制の不備、稟議書によりチェック機能不全、取引先の信用調査等の不全、取引先との関係性等に起因する牽制機能の欠如等、会計監査人の指摘に十分対応していなかったことなどが本件問題事象を可能ないし容易にした機会であったことや過去の会計不祥事への対応にも不備があったこと等の指摘を受けております。

これらの事実は、当社の統制環境やリスクの評価と対応、モニタリング体制や統制活動等に不備があり、全社的な内部統制が機能しなかったことによるものと認識しております。また、全社的な財務報告プロセス、商事事業の業務プロセスにも不備があったと認識しております。

以上のことから当社は内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

## 2. 事業年度末までに是正できなかった理由

本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会による提言を受けた経営体制の見直し、役員主導による会計面を含めた全社的なコンプライアンス意識の醸成への取組み、新規事業の開始・取引先等の選別に係る基準の厳格化、会計監査人からの指摘事項に対する取組みの強化、監査役会の監査機能強化、内部監査部門の再構築を含む内部監査・内部統制機能の強化、内部通報制度の見直しとコンプライアンス研修の拡充、再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等の改善策を順次実施してまいります。

## 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて連結財務諸表に反映させており、当事業年度の連結財務諸表に与える影響はございません。

## 5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見であります。

限定付適正意見となった経緯は、当社が第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113 期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正したことについて、会計監査人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかったものの、この影響は、商事事業の売掛金、貸倒引当金(流動資産)、売上高、営業外収益(受取手数料)、貸倒引当金繰入額(特別損失)等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結計算書類全体に及ぼす影響が限定的であり、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではないと評価されたものであります。

以上